

非正規雇用労働者正社員化等推進事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案指示書

第1 委託業務名

非正規雇用労働者正社員化等推進事業委託業務

第2 委託業務の目的

就業環境改善による非正規雇用労働者の正社員化を促進し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図るため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家による個別支援を実施するとともに、経営層、人事・労務担当者を対象としたセミナーを開催する。

第3 委託業務の内容

1 個別支援の実施

次の業種の中小企業を対象に、非正規雇用労働者の正社員化に関する意向を調査し、取組意欲のある企業に対して、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家による個別支援を実施すること。

なお、本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

(1) 対象業種

総務省の日本標準産業分類における、次の分類とすること。

- ・大分類E「製造業」のうち、中分類09「食料品製造業」
- ・大分類I「卸売業、小売業」のうち、中分類52「飲食料品卸売業」、56「各種商品小売業」、58「飲食料品小売業」、60「その他の小売業」
- ・大分類M「宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類75「宿泊業」

(2) アンケート調査

道内事業所（従業員5名以上）2,300社以上を抽出し、非正規雇用労働者の正社員化に係るアンケート調査を実施し、取組意欲はあるものの実行できていない企業を抽出すること。

(3) 個別支援

上記（2）の調査の結果を基に、労務管理や経営管理の専門家を企業に派遣し、非正規雇用労働者の正社員化に関する助言・指導を行うこと。

なお、同一の企業に対し、原則、訪問回数は最大6回とすること。

2 セミナーの開催

地域における非正規雇用労働者の正社員化の取組を促進するため、経営層、人事・労務担当者を対象としたセミナーを開催すること。

3 業務報告書の作成

上記1及び2の業務の成果を取りまとめた報告書を作成すること。

第4 提案に当たっての留意事項

1 アウトプット目標

支援事業者数6社以上（平成31年10月末までに5社以上支援すること。）

2 アウトカム目標

(1) 正社員（注1）に転換される非正規雇用労働者（注2）数4名以上

(2) 上記（1）のうち、良質な正社員（注3）に転換される非正規雇用労働者数2名以上（平成31年10月までに2人以上転換されるようにすること。）

(注1) 正社員

就職者のうち、次の①から④のすべてに該当する労働者とする。

- ① 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
- ② 派遣労働者でないこと。
- ③ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
- ④ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

(注2) 非正規雇用労働者

就職者のうち、次の①から④のいずれかに該当する労働者とする。

- ① 期間の定めのある労働契約を締結する労働者であること。
- ② 派遣労働者であること。
- ③ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間を下回るものとして雇用される労働者であること。
- ④ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されていない労働者であること。

(注3) 良質な正社員

就職者のうち、次の①から③のすべてに該当する労働者とする。

- ① 正社員への転換日から退職日又は平成32年3月31日まで（以下「就労期間」という。）において実際に労働した時間数の1ヶ月当たりの平均が160時間以下となっていること。
- ② 就労期間において実際に出勤した日数の1ヶ月当たりの平均が19日以下となっていること。
- ③ 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が243,800円以上となっていること。

<所定内給与>

超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）とする。

なお、超過労働給与額は、次の1から4のいずれかに該当する給与の額とする。

- 1 時間外勤務手当（所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与）
- 2 深夜勤務手当（深夜の勤務に対して支給される給与）
- 3 休日出勤手当（所定休日の勤務に対して支給される給与）
- 4 宿日直手当（本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与）
- 5 交替手当（臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与）

第5 実績報告書の提出

受託者は、事業終了後、速やかに実績報告書及び収支精算書に次のものを添付して提出すること。

1 業務報告書

製本10部（形態：A4判）及びCD-ROM1式

第6 企画提案者の参加資格要件

個人又は法人並びに複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件をすべて満たしていること。

- 1 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

と。

- 4 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- 5 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （1）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （2）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （3）消費税及び地方消費税
- 6 コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- 7 暴力団又は暴力団関係事業者でないこと。
- 8 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

第7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

- 1 企画提案者の適格性
 - （1）提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか。
 - （2）中小企業の就業環境の改善など働き方改革の推進に関して、相当程度の知見を持っており、また、これらの知見を踏まえた考え方のもと各業務の提案がなされているか。
 - （3）事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。
- 2 企画提案の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性
 - （1）アンケート調査の対象者の選定や実施時期、実施方法、調査票の回収率を高める工夫がなされているか。
 - （2）アンケート調査の調査項目は、支援の対象企業を抽出でき、また、効果的な支援を行うための工夫がなされているか。
 - （3）支援の体制は、広く全道の企業に対応できるものとなっているか。
 - （4）支援の方法は、効果的な支援を行うための工夫がなされているか。
 - （5）セミナーは、事業者が関心を持てる内容であり、また、確実かつ効果的に実施する内容となっているか。
 - （6）アウトプット目標及びアウトカム目標を達成するため、適切なスケジュールとなっているか。
 - （7）良質で安定的な正社員雇用の創出が図られるものとなっているか。
- 3 道施策との適合性（北海道障がい者条例）

障がい者を雇用しているか。もしくは障がい者雇用事業者や障がい者就労施設等への優先発注の取組をしているか。

第8 委託期間

契約締結日から平成32年3月13日（金）まで

第9 人件費等

原則として委託経費の50%以上を、人件費（給与、講師謝金等）に充てるものとする。

第10 予算上限額

9,978千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

本プロポーザルは、平成31年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

また、本事業は、平成31年度の国の補助事業の採択決定前の準備行為として行うものであり、国の採択の可否により、委託業務の実施の中止や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意してください。なお、交付額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとします。

第11 提案に当たっての留意事項

1 著作権の取扱い

本業務の遂行により生じた著作権（著作権法（明治32年法律第39号）第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、すべて北海道に帰属するものとし、第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して一切の手続きを行うこと。

2 個人情報の取扱い

本事業が取り扱う個人情報は、個人情報保護法（平成15年5月30日法律第57号）、北海道個人情報保護条例（平成6年3月31日条例第2号）及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針（平成6年9月6日付け北海道知事あて北海道個人情報保護審査会答申第1号）等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

第12 選定事業者数

1 者を選定する。

第13 参加表明書の提出

別紙1の「参加表明書」を平成31年2月13日付け公告に定める日までに提出すること。

なお、参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効とする。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付すること。

1 別紙「企業概要票」

2 参加を表明する者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書又は住民票

3 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記2の書類及びコンソーシアム協定書の写し

4 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）に滞納がないことの証明書

5 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書

6 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書

7 暴力団関係事業者等ではない旨の誓約書

8 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し）

①納入告知書

②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書

③適用通知書

①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ

9 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し）

①保険関係成立届

②領収済通知書

③概算・確定保険料申告書（控）

①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ

10 社会保険等適用除外申出書（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合）

第14 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、北海道から企画提案書提出の要請を受けた者は、「非正規雇用労働者正社員化等推進事業委託業務企画提案書」を提出すること。

第15 企画提案書の作成方法

- 1 別紙2「企画提案書」(表紙、目次、業務経歴等)に続き、企画提案の内容とし、最後に別紙3「事業予算積算書」、様式①「障がい者雇用関係」、様式②「認証取得企業及び障がい者就労施設等への優先発注関係」とすること。

なお、様式①、②については、障がい者雇用に関する事項を確認するものであり、提案者が雇用している障がい者等の状況について報告すること。

用紙の大きさは、日本工業規格A4判とし、様式①、②を除き片面20枚以内とすること。

北海道では、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(略称：北海道障がい者条例)を踏まえ、障がい者雇用事業所に配慮した随意契約(プロポーザル方式)の運用を、一部の契約について行うこととし、障がい者雇用事業所の官公需における受注機会の確保を進めるとともに、企業等の障がい者雇用に対する理解促進を図ることとしています。

- 2 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまわないが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないこと。
- 3 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、平易な表現とすること。
- 4 企画提案内容は、他からの転載を禁止する。
- 5 提出部数は7部とする。
なお、企画提案書の社名は1部にのみ記入し、残り6部には記入しないものとする。
また、障がい者雇用関係(様式①、②)のみ、提出は1部とすること。
提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しない。また、提出された企画提案書は返却しない。
提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除は受け付けない。

第16 プレゼンテーションの実施

- 1 企画提案した内容についてプレゼンテーションを実施する。
- 2 日時、場所、留意事項等は別途通知する。
- 3 プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみ行うこととし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めない。
- 4 企画提案書を提出した者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加者とする。

第17 その他

- 1 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- 2 企画提案の採否については、文書で通知する。
- 3 参加表明書の提出後、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、参加表明の撤回があったものとみなす。
また、プレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案の意思がないものとみなす。
- 4 提出された参加表明書又は企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のみにより用い、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となるので、留意すること。
- 5 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要(図・写真を含む)、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額(支出内訳を含む。)については、公表・活用する場合があるので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱うものとする。
- 6 提出された書類は、必要に応じ、北海道において、複製することがあるので、留意すること。